

## 入札制度の変更について

平成26年1月7日から、工事案件について、次のとおり入札制度を変更しますので、入札の参加に当たっては御留意ください。

### 低入札価格調査又は最低制限価格の対象案件について

平成26年1月7日以降に公告する案件から、低入札価格調査又は最低制限価格の対象を次のとおりとします。

- (1) 低入札価格調査の対象となる案件を税込み予定価格（以下、「予定価格」という。）が「2億円以上のもの」とします。

ただし、予定価格が「2億円未満のもの」であっても総合評価落札方式の案件にあつては、低入札価格調査の対象となります。

〔変更前〕 : 予定価格5億円以上



〔変更後〕 : 予定価格2億円以上

- (2) 最低制限価格の対象となる案件を予定価格が「2億円未満のもの」（総合評価落札方式の案件を除く。）とします。

〔変更前〕 : 予定価格5億円未満



〔変更後〕 : 予定価格2億円未満

(※総合評価落札方式の案件を除く。)